

17 林業関係協議会の活動を支援 【人材育成・担い手確保】

〈事業の経緯〉

市内の林業事業体や木工事業者等は、人材の確保や育成、技術力の向上、販路拡大などが課題となっている。これら課題を解決するために、関連する事業者が連携して新たな協議会の設立が進められているが、課題解決に向けた対策には多額の費用が必要など事業実施は厳しい状況である。

〈事業の目的・効果〉

林業、木工、森林環境教育などに取り組む市内の事業者等により、新たに設立した協議会が行う人材育成や商品開発などの各種取り組みを支援することで、市内の森林、林業、木材産業等の振興を図る。

■事業内容

《林業関係協議会活動推進事業補助金》

令和4年度以降に新たに設立された、森林整備・木工関係・森林環境教育などの協議会が行う人材育成や商品開発などの各種取り組みを補助。

1. 申請者

市内に住所を有する個人や会社などで構成される協議会等の団体で、森林整備・木工関係・森林環境教育等を推進する協議会

2. 補助対象となる事業

- (1) 知識、技術等の向上を目的とした研修会等の事業
- (2) 新たな商品開発を目的とした事業
- (3) 販路の開拓・拡大を目的とした事業

3. 補助対象経費

補助対象事業に要する経費

4. 補助金額

補助対象経費の2/3以内、上限額100万円

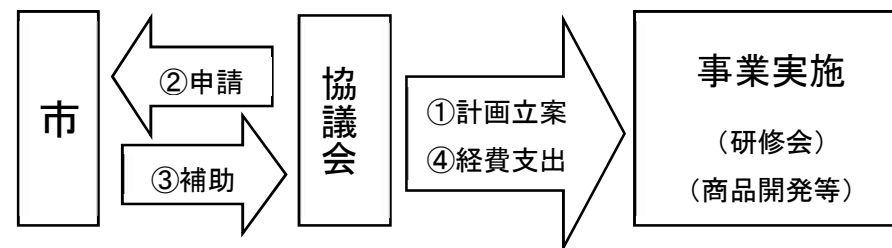
5. 交付申請回数

同一年度につき1回を限度（複数の事業を含めての申請が可能）

■令和6年度予算 1,100千円（内譲与税 1,080千円）

■下呂市森林づくり基本計画 IV 17. 木工製品について

■事業スキーム



■実施イメージ

技能向上 研修会



新商品の開発

